

## 鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第4回）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第4回）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、エネルギー価格の高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧受電中小事業者及び特別高圧受電商業施設等入居者の電気料金負担に対し緊急に支援することを目的として交付する。

### （定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「特別高圧受電中小事業者」とは、鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「中小企業基本法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。
  - (2) 「特別高圧受電商業施設等入居者」とは、施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して店舗（現金自動預入払出兼用機の設置のみで営業する店舗その他別に定める店舗を除く。）を運営する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う者に限る。）をいう。
- 2 前項各号の者には、次の各号のいずれかに該当する者は含めないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

### （補助金の交付）

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる区分に応じた者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に対し、同表第4欄により算出する額（1円未満の額は切り捨てる。）以下とし、その上限は同表第5欄に掲げる額とする。

### （交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部企業支援課長が定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる様式は、様式第1号によるものとする。

### （交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

### （承認を要しない変更等）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

### （実績報告の時期等）

- 第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、商工労働部企業支援課長が定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者への補助金の支払は、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第10条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第6条第1項の規定による本補助金の交付決定及び規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(関係書類等の保存)

第11条 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間は、本補助金の交付に関する帳簿及び書類を保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、補助事業者が、規則第21条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に本補助金を支払っているときは、規則第22条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(捜査機関等への情報提供)

第13条 知事は、補助事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があると認めるときは、補助事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

